ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資日陸が２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を23点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）企業の基礎的な技術力

①　企業の施工能力

・工事中事故に関すること

ロ）企業の高度な技術力

①　技術提案

１．施工上の課題に対する技術的提案

１－１．施工上の課題に対する技術的着眼点

１）縮小路肩規制日数短縮のための硬岩掘削時に配慮すべき技術的着眼点

２）新名神高速道路（供用線）において縮小路肩規制内への資機材搬入時に配慮すべき技術的着眼点

１－２．施工上の課題に対する具体的方策

３）深礎杭（大戸川橋Ｐ４（上下線）、Ｂランプ橋Ｐ６、Ｃランプ橋Ｐ６）の発破掘削における周辺住居への騒音低減に関する具体的方策

ただし、１）～２）については技術的着眼点を求めるものであり具体的方策を求めるものではない。また、技術的着眼点は、当該工事の特性を反映したものであること。なお、これらの具体化に伴い生じる調査，解析及び対策のうち、発注者が必要と認めたものについては、その費用について発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。

２．工事中安全対策全般に関する具体的方策

１）一般道を利用した土運搬作業における運行管理及び公衆災害防止に関する具体的方策

２）縮小路肩規制内作業における新名神高速道路（供用線）の通行車両に対する更なる安全性向上に向けた具体的方策

３）橋脚施工における工事用車両が仮桟橋上を輻輳することに伴う安全対策に関する具体的方策

３．コンクリートの品質確保に向けた具体的方策

１）コンクリートの型枠・鉄筋に関する具体的方策

２）コンクリートの打設・養生作業に関する具体的方策

３）本工事全般における品質確保上最も重要と考えられる課題とその対策

１）、２）に提示した課題の重複は認めるが、その具体的方策は重複しないこととする。ただし、以下に示す具体的方策の提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。

１）鉄筋の防錆仕様を高耐久なものに変更する提案

２）膨張剤、高機能ＡＥ減水剤の追加等、コンクリート配合に影響する提案

３）ひび割れ低減ネット、繊維補強材等、コンクリートに補強材を追加する提案

４）養生設備が過剰となる提案

５）過剰な設備の追加に関する提案

②　工事中のコスト削減

・契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　企業の高度な技術力に係る評価項目について標準案と異なる提案を行う場合は、当該技術提案の内容及び施工計画を記載した確認資料を提出すること。ただし、当該技術提案が適正と認められない場合は標準案に基づいて施工する意思があるときは、併せて標準案による施工計画を提出すること。また、標準案に対して企業の高度な技術力に係る提案を行わない場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑸　上記⑷により提出された企業の高度な技術力に係る技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。技術提案による競争参加資格が認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画が認められた者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑹　上記⑵２）で求めた技術力については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　西日本高速道路株式会社　関西支社　総務企画部　経理課　課長代理　小林　克寿　〒567―0871　大阪府茨木市岩倉町１―13　電話06―6344―9241

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間　平成30年９月10日（月）から平成30年10月４日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く）。